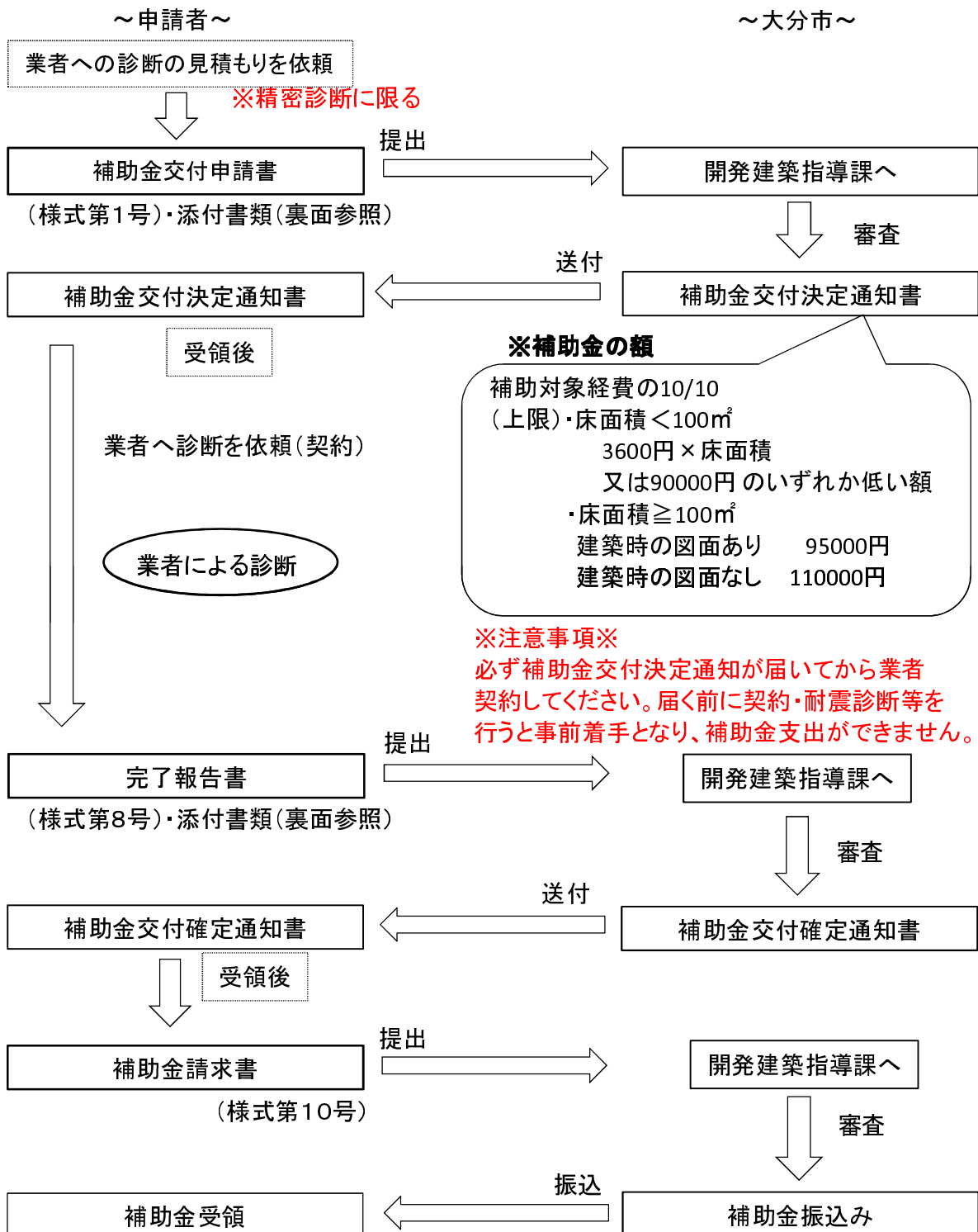


☆☆木造店舗等耐震診断☆☆

補助金受領までの流れ

- ～対象となる店舗等の条件～
- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの(当該部分が過半を占めるものに限る)
 - ・木造であること(居室を有し、かつ当該部分床面積が延床面積の1/2以上に限る)
 - ・地上階数が3階以下であること



※補助金の額

補助対象経費の10/10
(上限)・床面積 < 100㎡
3600円 × 床面積
又は90000円のいずれか低い額

・床面積 ≥ 100㎡
建築時の図面あり 95000円
建築時の図面なし 110000円

※注意事項※
必ず補助金交付決定通知が届いてから業者契約してください。届く前に契約・耐震診断等を行うと事前着手となり、補助金支出ができません。

※振込には手続きに時間を要する場合があります

添付書類 一覧

・補助金申請時

補助金交付申請書（様式第1号）

所有者及び建築年が記載された官公署の発行した書類またはその写し

付近見取り図

耐震診断費用見積書の写し

誓約書

委任する場合は委任状

店舗等の用途、形状や面積が判断できる図面（求積図等）

※増築がある場合は増築部（増築年、面積、位置）がわかる書類

※その他審査に必要な書類を求める場合があります

・完了報告時

完了報告書（様式第8号）

診断表の写し

領収書の写し

耐震診断・耐震補強設計内容適合確認書（耐震診断に係る内容のみ記入）

※その他審査に必要な書類を求める場合があります

※変更がある場合は事前に相談を行うこと